

令和4年度社会教育関係団体に対する補助金について（概要）

- 1 事業の目的
東京都における社会教育の発展を図るため、社会教育法第10条に規定する社会教育団体の事業の一部を補助する。
- 2 申請期限
令和4年7月15日（金曜日）午後5時必着
- 3 提出方法
郵送又は持参
なお、郵送の場合は特定記録郵便又はレターパックライト等記録が残る方法で郵送することをお勧めします。

提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎16階

東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課

- 4 審査について（予定）
事務局による書面審査後、東京都生涯学習審議会補助金部会で意見聴取した後、総合的に判断します。
審査結果については、全ての申請団体に通知します。

【問合せ先】

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

社会教育関係団体補助金事業担当

電話：03-5320-6859

電子メール：S9000027@section.metro.tokyo.jp